

5,000円以下飲食費等の損金算入について

【飲食等の費用】
(飲食その他これに類する行為のために要する費用)
措法第61条の4③

接待の送り迎えの**タクシー代**等は、交際費には該当しますが、飲食その他これに類する行為に含める必要はありません。
「交際費等(飲食費)に関するQ&A」

飲食店等での飲食後、飲食物の持ち帰りに要する**「お土産代」**は、飲食等のための費用に含めることができます。
いわゆる**中元・歳暮**として、飲食物の詰め合わせ等の贈答の費用は、原則として交際費に該当します。「交際費等(飲食費)に関するQ&A」領収書等にお土産代が明示されていれば、お土産部分を贈答品そちえ処理し、飲食部分のみを飲食費等にすることができます。「税務通信No.2927」

【交際費等】
に該当する費用

【会議費等】
に該当する費用

【福利厚生費等】
に該当する費用

いわゆる社内交際費等(専ら当該法人の役員若しくは従業員またはこれらの親族に対する接待等のための支出)

上記以外の交際費等

交際費等

一人当たり5,000円超

交際費等

一人当たり5,000円以下
租税特別措置法施行令第37条の5①

書類を保存しないと

下記の書類を保存

交際費等から除外

「専ら」であるため、参加者の大半が社内である場合には対象にならないケースも考えられます。なお、接待する相手方である得意先等が一人であっても、自己の従業員等が相当数参加する必要があった場合には、社内飲食費に該当しません。
「交際費等(飲食費)に関するQ&A」

「当該法人」内ではなく、**親会社、子会社、関連会社**の役員、使用人との飲食は、(連結納税を適用しているグループであっても)**別会社**であるため、要件を満たせば、基本的には、交際費等から除くことができると考えられます。
「交際費等(飲食費)に関するQ&A」

「**会議に関連して**茶菓、弁当その他これらに類する**飲食物を供与するために通常要する費用**」、すなわち、「社内又は通常会議を行う場所において**通常供与される昼食の程度を超えない飲食物等の費用**」は、従来どおり、交際費から除外されます。
「租法61の4③」「租税特別措置法施行令第37条の5②」

ゴルフ接待に係る飲食代は、ゴルフ接待に含まれる行為と考えられるため、支払いが別になっていたとしても、切り離して判断することは認められないと考えられます。
「交際費等(飲食費)に関するQ&A」

基本的に、**お店1件毎に、一人当たり5,000円以下**の判断します。(1次会、2次会と別の業態のお店に変わる場合)ただし、同じ業態の飲食店への移動等(Ex.居酒屋から居酒屋)で**単独で行われていると認められない場合**や、**実質的に同一の飲食店等で行われた飲食等**については、行為の全体に係る飲食費を基礎に、判定を行うことになります。「交際費等(飲食費)に関するQ&A」

【書類に記載する事項】「租法61の4④」「租税特別措置法施行規則第21条の18の2」 記載例

① 飲食等のあった年月日.....〇〇年〇月〇日

② 飲食等に参加した得意先、仕入先その他事業に関係ある者等の氏名又は名称.....〇〇株式会社 〇〇様
その関係.....仕入先

③ 飲食等に参加した者の数.....〇人

④ 費用の金額.....〇〇円
その飲食店、料理店等の名称及び所在地.....〇〇料理店 〇市〇区〇町〇番地

⑤ その他参考となるべき事項

「領収書等に加え、書類の整備が必要となります。」(領収書に必要事項を加筆する方法も認められます。)

【飲食相手の氏名の記載の要否】については、社内飲食費でないことを明らかにする必要があり、原則として、相手方の名称や氏名の記載が必要となります。
また、多数参加したような場合は、「〇〇(株) 〇〇部 〇〇部長他10名」という表示であっても差し支えありません。なお、**自己の役員や従業員等の氏名等**までの記載を求めているものではありません。
「交際費等(飲食費)に関するQ&A」